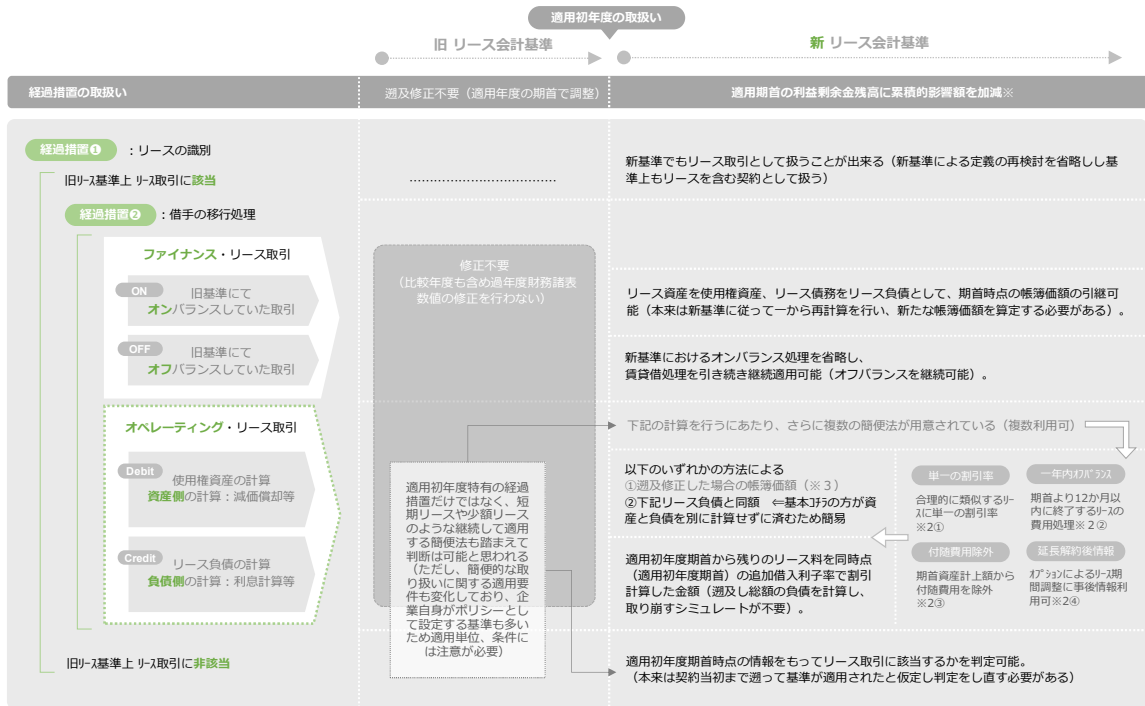


❗ 新リース会計基準適用初年度の例外的な取扱い（経過措置）のまとめ



※1：適用初年度の利益剰余金期首残高に累積的影響額を加減する方法。比較期間を含め過年度の財務諸表数値は訂正しない。

※2：オペレーティング・リース取引に関して経過措置を採用する場合、さらに以下の方法をリース一件ごとに採用可能（複数適用可）。

- ① 特性が合理的に類似した複数のリースに、単一の割引率を適用可能（個々のリース毎に個別に割引率の設定が不要）。
- ② 適用初年度期首から12か月以内に終了するリースを短期リースとして扱う（オンバランスが不要）。
- ③ 適用初年度の期首における使用権資産の計上額から付随費用を除外（契約当時の付随費用を調べて調整しなくてよい）。
- ④ 延長及び解約オプションについて、リース開始日以降に入手した事後的な情報を使用（契約当時得られたであろう情報まで遡らなくてよい）。

※3：リース開始日から新リース会計基準を適用していたと仮定して算定した帳簿価額。適用初年度の追加借入利率で割り引く。